

## 令和7年度 第2回大阪府感染症対策審議会 審議結果

【日時】:令和7年12月12日(金)(書面開催)

【議題】:後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改定について

【委員からのご意見】

乾 委員	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改定」について後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に則り大阪の現状を鑑みたうえで大阪府エイズ対策基本方針を検討いただきたい。 その中で、HIV感染の予防及びまん延防止のための施策の①感染予防のためのコンドームの適切な使用等、正しい知識の普及については学校薬剤師による教育、学校教育従事者への協力も有用ではないかと考える。
掛屋 委員	資料1 第三（ポイント） 「U=U」の考え方はAIDS診療に携わる医療者や行政関係者であれば理解できますが、大阪府のHPを見ることができます一般的の方の多くは理解ができないと考えますので、略語の意味を解説として加えることをご検討下さい。
倭 委員	今回の改訂では、まず「人権の尊重」を指針の最上位に据え、HIV陽性者、性的マイノリティ、薬物使用歴のある者など、社会的弱者に対する差別・偏見の解消と支援の強化を明確に示した点が大きな特徴である。また、治療により感染リスクがほぼゼロとなる「U=U」に関する科学的知見を正式に盛り込み、治療継続の促進や偏見の払拭に寄与する内容とした点も重要である。 さらに、暴露前予防(PrEP)を有効な予防手段として位置づけたことで、将来的な制度化・普及を見据えた政策的基盤が整えられた。加えて、差別的表現の見直し、支援対象の整理、検査から早期治療・継続治療までの体系化を図ったことにより、現場での実効性向上が期待される。 依然として「いきなりエイズ率」が高い状況を踏まえ、早期受診・早期診断・治療開始および治療継続につなげるため、普及啓発・教育において最新で正確な情報提供を行い、行動変容を促す方針も示されている。また、長期療養を見据えた医療体制の整備についても明記され、地域に根差した医療環境の構築や機能分担に基づく連携体制の強化を通じて、エイズ拠点病院への患者集中を緩和する包括的な仕組みが提示されている。 以上より、本改訂は科学的知見と人権保護を調和させつつ、実務面でも高い有効性を備えた内容であると評価できる。